

青森県果報

第二千三十四号

平成十四年六月十四日(金曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による医療機関の指定……………(同) ……二
- 飼料の試験の結果の概要……………(畜産課) ……三

公 告

- プラテリア®BSE供給単価契約に係る一般競争入札……………(薬務衛生課) ……三
- 建設業者の許可の取消し……………(青森県土整備事務所) ……五
- 右 同……………(同) ……五
- 右 同……………(同) ……五
- 右 同……………(十和田県土整備事務所) ……五
- 出先機関……………
- 土地改良事業の工事の完了……………(東林地水事務所) ……六
- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(上北林地水事務所) ……六
- 土地改良事業の工事の完了……………(下北林地水事務所) ……七

公安委員会

型式の検定適合遊技機……………(生活安全課) ……七

正 誤

平成十四年五月三十一日号外第五十七号訓令中……………(人事課) ……八

告 示

青森県告示第三百五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年六月十四日

青森県知事 木 村 守 男

名 称	所 在 地	廃止年月日
住友医院	青森市新城市平岡二五八の五四	平成一三・一三・三
阿蘇眼科医院	青森市篠田三丁目九の五	一三・一三・三
成田整形外科医院	青森市中央一丁目二七の一七	一四・二・六
福士胃腸科循環器科医院	青森市千富町一丁目四の一六	一四・三・三

小堀眼科	青森市中佃二丁目七の三四	平成一四・四・二五
------	--------------	-----------

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年六月十四日

青森県知事 木村守男

青森県告示第百三十六号

佐藤外科整形外科医院	弘前市北横町七〇	一四・一・三三
すがた内科医院	八戸市大字売市字左水門下一二の五二	一四・四・六
斎藤ウイメンズクリニック	八戸市類家二丁目一の二六	一四・三・三
田村外科医院	黒石市大字内町六二の一七	一四・四・三〇
田村眼科医院	黒石市大字内町六二の一七	"
中村内科医院	五所川原市字錦町一の一三	一四・二・九
中村医院	三沢市谷地頭二丁目二九六の一	一四・一・三
西岡産婦人科医院	三沢市中央町四丁目三の二六	一四・三・三
ジョイフルシテイ歯科クリニック	青森市三好二丁目三の一九	一四・三・二五
工藤歯科医院	弘前市大字石川字家岸一〇の六	一四・二・六
さいとう調剤薬局青森店	青森市中央一丁目二七の二〇	一四・四・一
ハッピー調剤薬局	八戸市新井田字西ノ城二四の二	一四・三・六
ワカバ調剤薬局黒石内町店	黒石市内町六一	一四・四・三〇
竹内調剤薬局	十和田市西十二番町一の一六	一四・三・三
いざわ薬局	むつ市桜木町一四の二	"

すとう小児科クリニック	青森市三好一丁目八の二	"
富士胃腸科循環器科医院	青森市千富町一丁目四の一六	一四・四・一
象こどもクリニックス	青森市沖館一丁目二の二三	一四・五・一
ふじた耳鼻咽喉科クリニックス	青森市大字羽白字沢田四九の一	一四・五・一五
満天クリニックス	弘前市笹森町三七の二七	一四・五・一
はちのへ99クリニックス	八戸市南類家五丁目一の八	一四・四・一
斉藤ウイメンズクリニックス	八戸市類家一丁目一の二六	"
松橋眼科クリニックス	八戸市大字売市字狐窪六の一	一四・五・一
田村眼科	黒石市一番町四三の一	"
中村内科医院	五所川原市字錦町一の一三	一四・二・〇
ジョイフル歯科クリニックス	青森市富田三丁目一五の一八	一四・五・三
工藤歯科医院	弘前市大字石川字家岸一〇の六	一四・二・七
富田歯科医院	三沢市松園町二丁目一の四六	一四・五・七
ハッピー調剤薬局佃店	青森市中佃二丁目七の三三	一四・四・九
みよし薬局	青森市三好一丁目八の七	一四・五・一
テックファーマシー沖館	青森市沖館一丁目九の二五	一四・四・一五
ハロー薬局羽白	青森市大字羽白字沢田五一の一	一四・五・一五
あい薬局土手町店	弘前市大字土手町一七八の五	一四・四・八
つくし薬局	八戸市南類家五丁目一の二〇	一四・四・一
ハッピー・ドフラッグ類家店	八戸市南類家三丁目二の二四	一四・五・一
ワカバ調剤薬局黒石駅前店	黒石市一番町四二	"
竹内調剤薬局	十和田市西十二番町一の一六	一四・四・一
いざわ薬局	むつ市桜木町一四の二	"
ジャスコ柏店薬局	西津軽郡柏村大字稻盛字幾世四一の一	一四・五・二四

青森県告示第百二十七号

平成十四年六月十四日

青森県知事 木 村 守 男

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第一項の規定により、平成十四年五月十四日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第六項の規定により公表する。

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要										備 考					
				粗たん白質 %	粗脂 肪 %	粗 纖 維 %	粗 灰 分 %	カルシウム %	リン %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	消化率 %	D C P %		T D N %	M E kcal/kg	その他 査 水分%		
伊藤忠飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24-6	同 在	イトーチューF A 18	14.5	17.2	6.3	2.7	13.3	4.35	0.63							11.5	13.9		
		NH牛肥育後期用	14.5	12.8	4.0	4.6	5.0	0.79	0.41							11.1	74.5	13.9	
		イトーチューターB	14.5	17.5	4.3	3.3	5.7	1.09	0.72								2,900	13.2	
		ノーサン印配合飼料 ノーサン前期用 ノーサン前期用 ノーサン印 子豚育成用 配合飼料 ヌバートG	14.5	22.0	5.4	2.8	5.2	0.92	0.63								3,100	12.7	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあつては、個別検査項目別に分析結果を示し、備考の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

平成十四年六月十四日

青森県知事 木 村 守 男

公 告

プラテリア® BSE供給単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

- 一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物品の供給単価とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。
- 二 プラテリア® BSE
供給期間
平成十四年八月一日から平成十五年三月三十一日まで
- 三 納入場所及び予定数量

- 1 納入場所
十和田食肉衛生検査所及び十和田食肉衛生検査所三戸支所
- 2 予定数量
三〇〇キット程度
- 四 入札に参加する者に必要な資格
- 1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
- 2 平成十三年七月九日青森県告示第四百二十一号（物品等の競争入札参加資格）、平成十四年一月九日青森県告示第七号（物品等の競争入札参加資格）又は平成十四年二月一日青森県告示第四十三号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により薬品・理化学機器類の購入の契約についてAの等級に格付けされた者であること。
- 3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。
- 五 入札書の提出場所等
- 1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
十和田市大字三本木字野崎一の二三
十和田食肉衛生検査所総務課
電話〇一七六・二二・一七二六
- 2 入札書の提出期限
平成十四年七月二十五日 午後四時四十五分
- 3 開札の場所及び日時
(一) 場所
十和田市大字三本木字野崎一の二三
十和田食肉衛生検査所 二階会議室
(二) 日時
平成十四年七月二十六日 午前十一時
- 六 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- 1 入札保証金
免除する。
- 2 契約保証金
免除する。
- 七 契約書の取り交わしの時期
落札決定の日から七日以内

- 八 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で、売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、九の3の規定により落札対象とする者を落札者とする。
- 九 その他
- 1 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 2 入札者に求められる義務
入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき購入物品の製作仕様書等を作成し、これを入札書の提出期限までに十和田食肉衛生検査所長に提出しなければならず、また、開札の前日までに当該製作仕様書等に関する説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該仕様書等の内容の変更に応じなければならない。
- 3 落札対象
購入物品に要求する性能等が満たされていると判断した2の製作仕様書等に係る入札書のみを落札対象とする。
- 4 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 5 入札書の記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- SUMMARY
- 1 Nature and quantity of the products to be purchased:
PLATELIA® BSE DETECTION KIT
- 2 Time limit for tender:
4:45 P.M. July 25, 2002
- 3 Contact point for the notice:
Towada Meat Inspection Center
1-13 Nozaki Sanbongi
Towada City, Aomori 034-0001
JAPAN
TEL 0176-22-1716

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年六月十四日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 対馬建設

二 氏名 対馬 龍司

三 主たる営業所の所在地 青森市大字浅虫字坂本五一の二〇

四 許可番号 青森県知事許可（般・一三）第一〇〇〇〇三号

五 取消年月日 平成十四年六月三日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、舗装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十四年五月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年六月十四日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 株式会社高峰産業

二 代表者の氏名 丹藤 紀昭

三 主たる営業所の所在地 青森市八重田四丁目九の二〇

四 許可番号 青森県知事許可（般・九）第六六二五号

五 取消年月日 平成十四年六月三日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、屋根、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十四年五月十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年六月十四日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 長崎建設

二 氏名 長崎 悟

三 主たる営業所の所在地 青森市金沢三丁目二四の二二

四 許可番号 青森県知事許可（般・九）第一四五五二号

五 取消年月日 平成十四年六月三日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十四年五月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年六月十四日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 高松建設

二 氏名 高松 正志

- 三 主たる営業所の所在地 上北郡野辺地町字中道六
- 四 許可番号 青森県知事許可(般・一三)第一四〇七五号
- 五 取消年月日 平成十四年六月三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、建築、大工、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十四年五月二十三日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により公告する。

平成十四年六月十四日

東地方農林水産事務所長 山 口 忠 久

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十三年災農業用施設災害復旧事業一・一〇一	青 森 市	平成一四・三・元
"	"	"
"	"	"
"	"	"
"	"	"
"	"	"

"	"	"
"	"	"
一・一〇八	"	"
"	"	"

土地改良区の役員及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、大堰土地改良区から、次のとおり役員の見任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年六月十四日

上北地方農林水産事務所長 田 中 正 之

役員の見任	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	檜 館 長 吉	上北郡上北町大字新館字八幡四一の四八	平成一四・四・三就任
"	大 池 市 松	七戸町字大池九五	"
"	檜 山 佐 太 郎	" 字倉越一三二の八	"
"	杉 村 善 吉	" 字七戸二五二	"
"	相 馬 喜 代 美	上北町大字新館字八幡三	"
"	花 松 正 隆	天間林村大字花松字林ノ根二	"
"	田 嶋 正 通	" 大字中岫字東道添五〇の二	"
"	町 屋 光 信	上北町大字新館字屋敷添三九	"
"	町 屋 光 弘	" 字籠六の一	"
"	中 岫 政 志	天間林村大字中岫字長沢下一	"
監 事	中 岫 勇 光	" 大字花松字林ノ根三	"
"	柴 田 瑞	上北町大字大浦字堀の内五〇	"
"	大 池 勉	七戸町字大池九七	"

